

定 款

株式会社リンクバル

株式会社リンクバル定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は株式会社リンクバルと称し、英文では、LINKBAL INC. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットホームページの企画、立案、運営及びそれらの受託業務
2. 電話回線、インターネット等を利用した各種情報処理・情報提供サービス業
3. 広告業、広告代理店業
4. 旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業
5. 不動産の売買、賃貸、管理、保有及び運用
6. 各種イベント主催団体を対象としたフランチャイズ事業
7. イベント参加費用決済代行業務、貸金業、クレジットカード取扱事業、集金代行業
8. 地域活性化・その他各種イベントの企画、立案、製作、運営、開催及びそれらについての指導、セミナー開催並びにコンサルティング及びそれらの受託業務
9. 市場調査、市場分析、広告調査等のリサーチ業及びその請負業
10. インターネット、カタログ等を利用した通信販売業
11. 結婚・交際に関するイベント企画、情報の収集並びに提供業務
12. 結婚相手・交際相手の紹介
13. 各種イベント主催団体により組織する団体の運営業務
14. 飲食店、セミナー施設等の運営、管理
15. 各種出版物の企画、制作、発行及び販売
16. 金融商品取引業及び金融代理業
17. 損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務及びその仲介業
18. 労働者派遣及び職業紹介事業
19. 情報技術、情報システムに関するコンサルタント業務
20. システムの開発、保守の受託及び販売
21. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、72,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株主数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。

3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2. 株主総会を招集するには、会日より2週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第16条 当社の取締役は、7名以内とする

(取締役の選任の方法)

第17条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第18条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第19条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、専務取締役1名、常務取締役1名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、ほかの取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第22条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議省略)

第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異義を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役の責任免除)

第25条 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失が無い場合はその責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結することができる。

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

第28条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令の定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
3. 前条第 3 項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第31条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(常勤監査役)

第32条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第35条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規則)

第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

第37条 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失が無い場合はその責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお

受領されないときは、当会社はその支払義務を免れることができる。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。

2. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

平成23年11月25日 制定
平成25年9月30日 変更
平成25年12月20日 変更
平成26年12月22日 変更
平成26年12月23日 変更
平成27年7月24日 変更
平成28年12月22日 変更
平成29年12月22日 変更
平成30年11月1日 変更
令和4年12月16日 変更